

電気の供給を受ける契約に関する考え方について（案）

1. 裾切り方式の見直しの考え方

9月14日にエネルギー・環境会議決定した「革新的エネルギー・環境戦略」及び第1回電力専門委員会における議論を踏まえ、現行の裾切り方式の評価要素である温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）及び環境への負荷の低減に関する取組の状況の見直しに当たっての考え方の案を以下に示す。

（1）二酸化炭素排出係数

現行の裾切りの設定においては、最も重要な要素の一つとして、二酸化炭素排出係数を位置づけている。東日本大震災の発生以降二酸化炭素排出係数が悪化している現状はあるが、現段階において温室効果ガス排出削減の観点から、その位置づけを大きく変更する必要性まではないものと考えられる。このため、引き続き二酸化炭素排出係数を裾切りの重要な要素として位置づけるとともに、相応の配点とすることが適当と考えられる。

（2）環境への負荷の低減に関する取組

電気事業者の環境への負荷の低減の取組の状況の評価する要素として、現行の裾切り方式においては未利用エネルギーの活用状況及び新エネルギーの導入状況を採用していたところである。

しかしながら、新エネルギーの導入状況については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行及び法施行に伴うRPS法の廃止により、その評価の見直しが必要である。

未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの活用状況については、その有効利用の観点から引き続き重要な要素と考えられる。また、[参考3](#)に示したとおり、本要素は事業者間において取組状況に大きな差異がみられる指標であり、事業者の環境負荷低減に向けた取組を積極的に評価する観点から、適切な役割を果たす指標と考えられる。

このため、「未利用エネルギーの活用状況」を引き続き裾切り方式の評価要素として設定することが適当と考えられる。なお、評価を行う区分（基準）・配点については、現行の評価方法を踏襲することを基本とする。

新エネルギーの導入状況

新エネルギーの導入状況については、各電気事業者のRPS法に定める新エネル

ギー基準利用量の達成割合を評価していることから、固定価格買取制度の実施に伴いその評価に関して再検討が必要である。

第1回電力専門委員会においては、これまで裾切りの要素としてきた新エネルギーの導入状況は、各電気事業者の二酸化炭素排出係数に反映されることから、排出係数に含めて評価することが適当であるとの意見があった。

一方、第1回電力専門委員会の開催後の9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」がエネルギー・環境会議で決定された。同戦略においては、省エネルギーや再生可能エネルギーのグリーンエネルギーを最大限引き上げることを通じて、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制することを基本方針として掲げている。このうち、再生可能エネルギーについては、2010年の1,100億kWhから2030年までに3,000億kWh(3倍)¹以上の開発を実現することとしている。

再生可能エネルギーの大量導入を図り、グリーンエネルギーを主要な電源とするというグリーンエネルギー革命を推し進めるためには、あらゆる政策を総動員することが不可欠であり、環境配慮契約法においてもその役割の一端を担う必要があるものと考えられる。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電源の調達を促進するためのインセンティブとして、また、自ら再生可能エネルギーの利用を推進する事業者の取組を評価することが重要と考えられることから、再生可能エネルギーの導入状況(既設の再生可能エネルギー発電設備における電気を含む)を、これまでの新エネルギーの導入状況に替えて裾切り方式の評価要素として設定することが適当と考えられる。

なお、評価の対象となる再生可能エネルギーについては固定価格買取制度の対象となる電源と整合を図ることが必要と考えられる。

(3) 裾切り方式のオプション

グリーン電力証書

裾切りに設定された要素による評価の結果、入札参加資格を得ることができない事業者に対し、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を評価して、加点することを可能としているところである。グリーン電力証書の譲渡予定量を評価し、加点項目とすることについては、入札参加の間口を拡げる観点からも、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

需要家への情報提供

第1回電力専門委員会において評価要素の一つとしてとして提案した需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組(使用電力量の表示・提供、電力デマンド監視等)について、需要家の省エネルギーの促進の観点から、裾切り方

¹ 水力を除く場合、2010年250億kWhから2030年までに1,900億kWh(8倍)

式のオプションとして評価し、加算項目とすることが適当と考えられる。

2. 裾切りの方法について

上記1の裾切り方式の見直しの考え方を踏まえ、電気の供給を受ける契約における具体的な裾切りの方法を以下に示す。

2 - 1 裾切り方式において採用する要素

(1) 必須とする要素

以下の3つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることが適当と考えられる。

二酸化炭素排出係数

未利用エネルギーの活用状況

再生可能エネルギーの導入状況

なお、前年度におけるRPS法の履行義務の達成を前提条件とすることについては、第1回電力専門委員会における意見を踏まえ、廃止するものとする。

また、各要素の区分値・配点、裾切りの下限値については、基本方針解説資料において複数の例を示した上、入札実施主体が、現行の裾切り方式と同様に、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

公正な競争確保の観点から、原則複数の事業者の参入を確保する。

当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数を参考とする。その際、当該地域における安定供給の観点に留意。

(2) 必須要素に係る指標

裾切り方式の必須とする3つの要素については、以下のとおりとする。

二酸化炭素排出係数

現行の裾切り方式と同様に、その時点で最新の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者の調整後排出係数を用いることとする。

未利用エネルギーの活用状況

現行の裾切り方式と同様に、前年度の未利用エネルギーの活用比率を使用する。算定方法については、従前同様に「前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)」を「前年度の供給電力量(需要端)(kWh)」で除した数値とする。

再生可能エネルギーの導入状況

現行の裾切り要素に採用している新エネルギーの導入状況を前年度の再生可能エネルギーの導入状況に変更する。評価を行う導入状況(再生可能エネルギー電気)は、次の2項目とする。

- 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量
- 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量

具体的な指標としては、前年度の供給電力量(需要端)に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合とすることが適当と考えられる。

なお、再生可能エネルギーの導入状況の評価を行う区分(基準)については、各電気事業者の実態を踏まえ、検討を行うことが必要と考えられる。

(3) オプションとする要素

裾切りにおいて必須の上記(2) ~ の3つの要素に加えて、これまでの「グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量」と新たに「需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組」を加点項目として評価することとする。

グリーン電力証書

グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として評価する。本要素は、上記(2) ~ の評価点の合計が裾切りの下限値を下回る事業者に対して、加点項目として評価することとする。

需要家への情報提供の取組

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を加点項目として評価する。本要素は、入札実施主体の判断により、必須項目に加えることも可能である。

なお、情報提供の取組の評価内容は、各電気事業者の実態を踏まえ、検討を行うことが必要と考えられる。

2 - 2 裾切り方式の区分・配点の例

以下に、上記2 - 1の観点を踏まえ、70点以上の事業者に入札参加資格を与える場合の、具体的なポイント制の区分・配点の例を示す。

ポイント制の区分・配点の例 1

要素	区分	配点
前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.300 未満	60
	0.300 以上 0.325 未満	55
	0.325 以上 0.350 未満	50
	0.350 以上 0.375 未満	45
	0.375 以上 0.400 未満	40
	0.400 以上 0.425 未満	35
	0.425 以上 0.450 未満	30
	0.450 以上 0.475 未満	25
	0.475 以上 0.500 未満	20
	0.500 以上	15
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	%以上	25
	%以上 %未満	20
	%以上 %未満	15
	0 %超 %未満	10
	導入していない	0
上記 ~ の計	-	100
グリーン電力証書の調達者への譲渡 予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

ポイント制の区分・配点の例 2

要素	区分	配点
前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.300 未満	70
	0.300 以上 0.325 未満	65
	0.325 以上 0.350 未満	60
	0.350 以上 0.375 未満	55
	0.375 以上 0.400 未満	50
	0.400 以上 0.425 未満	45
	0.425 以上 0.450 未満	40
	0.450 以上 0.475 未満	35
	0.475 以上 0.500 未満	30
	0.500 以上	25
	前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上
0.675 %以上 1.35 %未満		10
0 %超 0.675 %未満		5
活用していない		0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	%以上	15
	%以上 %未満	10
	0 %超 %未満	5
	導入していない	0
上記 ~ の計	-	100
グリーン電力証書の調達者への譲渡 予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

ポイント制の区分・配点の例3

要素	区分	配点
前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.300 未満	65
	0.300 以上 0.325 未満	60
	0.325 以上 0.350 未満	55
	0.350 以上 0.375 未満	50
	0.375 以上 0.400 未満	45
	0.400 以上 0.425 未満	40
	0.425 以上 0.450 未満	35
	0.450 以上 0.475 未満	30
	0.475 以上 0.500 未満	25
	0.500 以上	20
前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35 %以上	15
	0.675 %以上 1.35 %未満	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	%以上	15
	%以上 %未満	10
	0 %超 %未満	5
	導入していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
上記 ~ の計		100
グリーン電力証書の調達者への譲渡 予定量（予定使用電力量の割合）	5.0 %	10
	2.5 %	5
	活用しない	0